

特定非営利活動法人オハヨウ定款

第1章　総 則

（名 称）

第1条　この法人は、特定非営利活動法人オハヨウという。

（事務所）

第2条　この法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

2　この法人は、前項のほか、従たる事務所を千葉県松戸市に置く。

第2章　目的及び事業

（目 的）

第3条　この法人は、社会に対して保健・医療・介護及び福祉を中心とした事業を行い、心の健康、身体的・社会的健康を広く市民に提言し、人間性と活力ある健全な社会の創造に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療、又は福祉の増進を図る活動
(2) 社会教育の推進を図る活動
(3) まちづくりの推進を図る活動
(4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(5) 環境の保全を図る活動
(6) 災害救援活動
(7) 地域安全活動
(8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
(9) 国際協力の活動
(10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
(11) 子どもの健全育成を図る活動
(12) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事 業）

第5条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

(1)　保健、医療、介護および福祉分野に於ける事業

(2) インターネット情報、ウェブサイト開発・提供事業
(3) 行政の受託事業
(4) 市民活動団体、各種公益法人、特定非営利活動法人の支援、提携事業
(5) 相談、苦情対応に関する事業
(6) 第三者評価、及び調査、研究、支援に関する事業
(7) 専門的人材の養成、資格認定、登録、研修事業
(8) 高齢者の生活支援及び生涯設計に関する事業
(9) 勤労者のライフプラン、能力開発等育成に関する事業
(10) 介護保険法による指定居宅サービスのうち、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、短期入所生活介護、痴呆対応型共同生活介護、福祉用具貸与の各事業及び指定居宅介護支援事業
(11) 海外との交流を図る事業
(12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章　会員

（種 別）
第6条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
(1) 正会員　　この法人の目的に賛同して入会し法人の活動を推進する個人
(2) 賛助会員　この法人の事業を賛助するため、入会した個人及び団体

（入 会）
第7条　会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。

（入会金及び会費）
第8条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第9条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 本人が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は賛助会員である団体が消滅したとき。
(3) 継続して２年以上会費を滞納したとき。
(4) 除名されたとき。

（退 会）
第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除 名）

第11条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

(1)　法令、又はこの法人の定款及び規則等に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第12条　既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章　役員及び職員

（種別及び定数）

第13条　この法人に次の役員を置く。

(1)　理事　　３人以上

(2)　監事　　２人

2　理事のうち、１人を理事長、２人を副理事長とする。

（選任等）

第14条　理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

4　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職 務）

第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3　理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解　任）

第18条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前２項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（事務局及び職員）

第20条　この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

2　事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。

3　事務局の組織、及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会長及び顧問）

第21条　この法人に、会長及び顧問若干名を置くことができる。

2　会長及び顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

3　会長及び顧問は、この法人の重要な事項について理事長の諮問に応じ理事会に出席して意見を述べることができる。

第5章　総　会

（種　別）

第22条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構 成）

第23条　総会は、正会員をもって構成する。

（権 能）

第24条　総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更
(2) 解散
(3) 合併
(4) 事業計画及び収支予算
(5) 事業報告及び収支決算
(6) 役員の選任又は解任
(7) 前各号のほか、理事会より付議された事項

（開 催）

第25条　通常総会は、毎年１回開催する。

2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の 3 分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招 集）

第26条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議 長）

第27条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。
この場合において、議長が選任されるまでの仮議長は、理事長がこれにあたる。

（定足数）

第28条　総会は、正会員総数の３分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議 決）

第29条　総会における議決事項は、第２６条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をも

って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第30条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として、表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については総会に出席したものとみなす。

（議事録）

第31条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　開催の日時及び場所

(2)　正会員総数及び出席者数　（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章　理事会

（構 成）

第32条　理事会は、理事をもって構成する。

（権 能）

第33条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開 催）

第34条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事長が必要と認めたとき。

(2)　理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(3)　第15条第4項第5号の規定により、監事から招集があったとき。

（招 集）

第35条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第3号及び第4号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも5日前までに、通知しなければならない。

（議 長）

第36条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議 決）

第37条　理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第38条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

（議事録）

第39条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　開催の日時及び場所

(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名・押印しなければならない。

第7章　資産及び会計

（資産の構成）

第40条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費
(3) 寄付金品
(4) 財産から生じる収入
(5) 事業に伴う収入
(6) その他の収入

(資産の管理)
第41条 この法人の資産は、理事長が管理しその方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)
第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び収支予算)
第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)
第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)
第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)
第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)
第47条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第48条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。

（臨機の措置）

第49条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第50条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の３分の２以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解 散）

第51条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議

(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)　正会員の欠乏

(4)　合併

(5)　破産

(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の３分の２以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第52条　この法人が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人に寄付するものとする。

（合 併）

第53条　この法人が合併しようとするときは、総会において、正会員総数の３分の２以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章　公告の方法

（公告の方法）

第54条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。



第10章　雑　則

（細　則）

第55条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

施　　行　平成13年11月11日
一部改正　平成15年　4月26日
一部改正　平成16年　4月24日
一部改正　平成17年　5月14日
一部改正　平成19年　6月　2日
一部改正　平成21年　6月13日
一部改正　平成23年　6月1日
一部改正　平成26年　6月1日

附　則

1. この定款は、平成26年　6月1日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	市澤　輝一
副理事長	池田　正夫
同	平山耕一郎
理　事	本島　　昇
同	横田　英夫
同	岡田　仲一
同	佐藤　友昭
同	吉羽健二郎
同	笹原　繁蔵
同	高岡　正浩
監　事	小高　儀作
同	加藤　郁孝

3. この法人の入会金及び会費は、年に次に掲げる額とする。

(1)正会員	個人	入会金	10,000円	年会費	6,000円（一口に当り）
(2)賛助会員	個人	入会金	0円	年会費	6,000円（一口に当り）
	団体	入会金	0円	年会費	30,000円（一口に当り）